

**令和8年度障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練
「知識・技能習得訓練コース」提案募集要項**

1 目的

障がい者の雇用の促進を図るため、民間教育訓練機関、社会福祉法人、特定非営利活動法人等地域の多様な機関を委託先として、障がい者の能力、適性及び地域の障がい者雇用ニーズに対応した知識・技能の習得を図り、障がい者の就職の促進に資することを目的として実施する、障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練「知識・技能習得訓練コース」の訓練カリキュラムの提案を募集する。

2 採択予定コース数

1～3コース程度（令和7年度実績：1コース）

【内訳】

ア 集合訓練コース：1～2コース程度

イ 障がい者向け日本版デュアルシステムコース：1コース程度

3 実施予定地域

岩手県全域

4 訓練の対象者

次のいずれにも該当する障がい者

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号に規定する障がい者であって公共職業安定所に求職申込みを行っている者

イ 公共職業安定所長による受講指示、受講推薦及び支援指示を受けた者

5 「知識・技能習得訓練コース」の設定要件

(1) 集合訓練コース

| 項 目 | 内 容 |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 訓練内容 | <p>(ア) 地域における企業の障がい者雇用ニーズを勘案し、訓練後就職に結びつく内容であること。訓練終了後の就職支援を含むこと。</p> <p>【訓練修了後の目標就職率：76.0%】</p> <p>(イ) 座学及び実技による集合訓練を実施すること。</p> <p>a 働くことの意義や目的の理解、基礎的なビジネスマナー等の習得が不十分であるために、直ちに就職することが困難と見込まれる受講者については、概ね4日間、1日あたり3時間を目安とした基礎的なビジネスマナー等を内容とする講座（以下「職業能力講座」という。）を実施できるものとする。</p> <p>なお、職業能力講座は、受託者自らが行うこととする。</p> <p>b 受託者が実施する訓練で習得した知識・技能の応用、定着を図ることを目的として、集合訓練期間内に1か月未満の職場実習を実施できるものとする。</p> <p>職場実習先企業は、受託者が開拓し、受託者が実習先企業に再委託して実施することを原則とし、訓練終了後、受託者は、内容について職場実習先企業及び訓練生の確認を受けたうえで、委託元に職場実習実施状況について報告するものとする。</p> <p>なお、受託者は、実習先企業に障害者の訓練ノウハウを提供するなどの支援をするものとする。</p> |
| イ 訓練期間 | <p>原則として、集合訓練を3か月以内とし、別途4日以内の職業能力講座を実施できるものとする。</p> <p>〔【標準内訳】 集合訓練：3か月 職業能力講座：4日 〕</p> <p>（個々の障がい特性への配慮及び地域の企業ニーズに即した効果的な訓練を実施するため、必要に応じて最長6か月までの訓練を実施可能とする。）</p> |
| ウ 訓練時間 | <p>100時間／月を標準（下限80時間／月）</p> <p>（受講者の障がいの程度及び訓練職種に応じて定めるものとする。また、1単位時間を45分以上60分未満とする場合は、当該1単位時間を1時間とみなすものとする。）</p> |
| エ 訓練時間の弾力化 | <p>精神障がい者等、その障がい特性により、短時間の訓練から始めて訓練時間を段階的に延長することが効果的である障がい者については、3か月以内の訓練期間を弾力化した場合は総訓練時間300時間・訓練期間6か月以内で、3か月を超える訓練期間を弾力化した場合は総訓練時間600時間・訓練期間12か月以内で弾力化前の訓練期間を2倍まで延長し弾力化して実施することも可能とする。</p> |
| オ 訓練定員 | <p>1コース3～5人程度（応募の人数によって、調整する場合があること。）</p> |
| カ 訓練実施時期 | <p>訓練は令和8年6月から令和8年12月までの間において実施し、年内に訓練が終了するように設定すること。また新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、訓練実施に際して、柔軟に対応できるようにすること。</p> <p>（上記エにより、訓練時間を弾力化した場合も同様。）</p> |

| | |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| キ 委託料の額 | <p>訓練受講者1人当たりの額は、以下のとおり。</p> <p>【集合訓練】 上限額：月額6.4万円（外税）</p> <p>【1カ月未満の職場実習】 上限額：月額1万円（外税）</p> <p>【職業能力講座】 上限額：8千円（日額2千円）（外税）</p> <p>なお、中途退校者については受講日数に応じて委託料が減額される場合があること。</p> |
| ク 障がい者向け訓練支援機器貸借借費 | <p>訓練実施期間中に、職業訓練支援機器及びソフトウェアを賃貸借契約及び使用許諾契約により用意し、障がい特性に応じた訓練を実施した場合、障がい者向け訓練支援機器貸借借費を支給する。別添1「障がい者向け訓練支援機器貸借借費について」を参照のこと。</p> |
| ケ 就職支援経費の額 | <p>就職支援の実施に係る経費相当額として、一定要件を満たす就職者1人当たり2万円の就職支援経費を支給する。別添2「就職支援経費について」を参照のこと。</p> |

(2) 障がい者向け日本版デュアルシステムコース

| 項目 | 内容 |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア 訓練内容 | <p>(ア) 地域における企業の障がい者雇用ニーズを勘案し、訓練後就職に結びつく内容であること。訓練終了後の就職支援を含むこと。</p> <p>【訓練修了後の目標就職率：76.0%】</p> <p>(イ) 集合訓練で習得した知識・技能の応用、定着を図るための職場実習（1か月以上）を効果的に組み合わせて実施すること。</p> <p>a 就業経験がない等の理由により、直ちに就職することが困難と見込まれる受講者については、集合訓練の前に、概ね4日間、1日あたり3時間を目安とした職業能力講座を実施できるものとする。</p> <p>なお、職業能力講座は、受託者自らが行うこととする。</p> <p>b 受託者が実施する訓練で習得した知識・技能の応用、定着を図ることを目的として、期間内に1か月以上の職場実習を実施するものとする。</p> <p>職場実習先企業は、受託者が開拓し、受託者が実習先企業に再委託して実施することを原則とし、訓練終了後、受託者は、内容について職場実習先企業及び訓練生の確認を受けたいうえで、委託元に職場実習実施状況について報告するものとする。</p> <p>なお、受託者は実習先企業に障害者の訓練ノウハウを提供するなどの支援をするものとする。</p> |
| イ 訓練期間 | <p>原則として、集合訓練と職場実習を通算して6か月以内とし、別途4日以内の職業能力講座を実施できるものとする。</p> <p>〔【標準内訳】 集合訓練：3か月 職場実習：1か月 職業能力講座：4日〕</p> <p>集合訓練は1か月以上5か月以内とし、職場実習は1か月以上3か月以内とする。</p> |
| ウ 訓練時間 | <p>100時間/月を標準（下限80時間/月）</p> <p>（受講者の障がいの程度及び訓練職種に応じて定めるものとする。また、1単位時間を45分以上60分未満とする場合は、当該1単位時間を1時間とみなすものとする。）</p> |
| エ 訓練時間の弾力化 | <p>精神障がい者等、その障がい特性により、短時間の訓練から始めて訓練時間を段階的に延長することが効果的である障がい者については、総訓練時間600時間・訓練期間12か月以内で弾力化前の訓練期間を2倍まで延長し弾力化して実施することも可能とする。</p> |

| | |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| オ 訓練定員 | 1 コース 3～5 人程度（応募の人数によって、調整する場合があること。） |
| カ 訓練実施時期 | 訓練は令和 8 年 6 月から令和 8 年 12 月までの間において実施し、年内に訓練が終了するように設定すること。また新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、訓練実施に際して、柔軟に対応できるようにすること。 （上記エにより、訓練時間を弾力化した場合も同様。） |
| キ 委託料の額 | 訓練受講者 1 人当たりの額は、以下のとおり。 【集合訓練】 上限額：月額 6.4 万円（外税） 【職場実習】 上限額：月額 10 万円（外税） 【職業能力講座】 上限額：8 千円（日額 2 千円）（外税） なお、中途退校者については受講日数に応じて委託料が減額される場合があること。 |
| ク 障がい者向け訓練支援機器貸借借費 | 訓練実施期間中に、職業訓練支援機器及びソフトウェアを賃貸借契約及び使用許諾契約により用意して障がい特性に応じた訓練を実施した場合、障がい者向け訓練支援機器貸借借費を支給する。別添 1 「障がい者向け訓練支援機器貸借借費について」を参照のこと。 |
| ケ 就職支援経費の額 | 就職支援の実施に係る経費相当額として、一定要件を満たす就職者 1 人当たり 2 万円の就職支援経費を支給する。別添 2 「就職支援経費について」を参照のこと。 |

5 委託訓練の実施に伴う業務

- (1) 訓練受講者の出欠席の管理及び指導
- (2) 訓練実施状況の把握
- (3) 訓練受講者の能力習得状況の把握及び報告
- (4) 災害発生時の連絡
- (5) 訓練受講者の中途退校に係る事務処理
- (6) 訓練受講者の就職支援
- (7) その他訓練の実施に伴う必要な事項

6 企画競争に関する手続き

- (1) 実施要領等の交付

本プロポーザルの実施については、県の公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）において公表する。資料は同ページで配布する。

※ ホームページのアドレス：<http://www.pref.iwate.jp/>

（トップページ > 入札・コンペ・公募情報 > コンペ > コンペ参加者募集情報）

- (2) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、【様式 1-1 実施要領等に関する質問票】により次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期限 令和 8 年 5 月 13 日（水）午後 5 時（必着）

イ 提出方法 電子メール又は FAX により、上記 3 に送付すること。

ウ 回答方法 質問者の特殊な技術、ノウハウに関するもので、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、回答期日までに岩手県公式ホームページ（上記 4 (1) 参照）にて公表する。

エ 回答期日 令和 8 年 5 月 15 日（金）午後 5 時

(3) 企画提案審査参加届出書の提出（必須）

参加者（共同提案の場合は代表者）は、【様式1-2 企画提案審査参加届出書】を次のとおり提出するものとする。

ア 提出期限 令和8年5月20日（水）午後5時（必着）

イ 提出方法 持参又は郵送等で提出（正本1部）

(ア) 持参する場合は、提出期限まで（ただし、祝日、日曜日及び土曜日を除く）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）に提出すること。

(イ) 郵送等をする場合は、書留郵便配達等の記録が残る方法により、提出期限までに到達するように送付すること。

ウ 留意事項

(ア) 提出期限までに企画提案審査参加届出書を提出しなかった者は、以降の手続きに参加できないものとする。

(イ) 参加者（共同提案の構成員を含む）が他の共同提案の構成員を兼ねることはできないものとする。

(ウ) 企画提案審査参加届出書を提出した者が、参加を辞退する場合には、【様式1-3 企画提案審査参加辞退届】を、選考委員会の開催日の前日までに、持参又は郵送等の方法により提出しなければならない。

(4) 企画提案書等の提出（必須）

参加者（共同提案の場合は代表者）は、以下で定める書類（以下「企画提案書等」という。）を、次のとおり提出するものとする。

ア 企画提案書等に係る提出書類

企画提案書（様式2-1）に、商号又は名称、代表者職・氏名の記載をし、下記の書類を添付のうえ、提出すること。

(ア) 受託希望機関等の概要（様式2-2）

(イ) 訓練環境一覧表（様式2-3）

(ウ) 障がい者委託訓練提案書（カリキュラム）（様式2-4）

(エ) 提案内容説明書（様式2-5）

(オ) 講師名簿（様式2-6）

(カ) 就職支援等の状況（様式2-7）

(キ) 見積書（様式2-8）

イ 提出期限 令和8年5月25日（月）午後5時（必着）

ウ 提出方法 持参又は郵送等で提出（正本1部、副本7部）

(ア) 持参する場合は、提出期限まで（ただし祝日、日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に提出すること。

(イ) 郵送等をする場合は、封筒表に「企画提案書等」在中の旨を朱書きして、書留郵便配達等の記録が残る方法により送付すること。

エ 留意事項

企画提案書等は、企画提案審査参加届出書提出者1者につき1提案のみとし、提出後の書換え、引き換え及び撤回は認めないものとする。

なお、企画提案書の提出に係る費用等は提案者が負担する。

(5) 企画提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画提案は、これを無効とする。

ア 資格要件を満たさない者又は受託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案

イ 企画提案審査参加届出書を提出しなかった者又は企画提案審査参加届出書及び添付書類に虚偽の記載を行ったものによる提案

ウ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案

エ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

オ その他、企画提案審査に関する条件に違反した提案

(6) 書類の提出先及び問い合わせ先

岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室雇用推進担当

所在地 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号（岩手県庁 2 階）

電話 019-629-5592（ダイヤルイン）

FAX 019-629-5589

電子メールアドレス AE0005@pref.iwate.jp

7 留意事項

(1) 提案内容は、就職を希望する障がい者の受講が見込まれ、かつ、訓練修了後の就職を支援するカリキュラムを取り込む等就職につながる特色ある内容とするよう配慮すること。

訓練終了後の目標就職率は 76.0% とすること。（基準日：訓練終了後 3 か月）

(2) 訓練で使用する教材等の一部費用を個人負担とすることができる。

(3) 訓練で習得した知識・技能の応用・定着を図ることを目的として訓練期間内に**職場実習を実施する場合**、実習受入先企業の開拓は受託者が行い、当該企業に再委託して実施するものとする。

なお、受託者は委託料のうちから当該職場実習に係る経費を実習受入先企業に対して支払うことができる。

(4) 訓練日程表・時間表は、選定された訓練コースについて委託契約締結時に提出する。

(5) 委託訓練は、**岩手県立産業技術短期大学校、岩手県立産業技術短期大学校水沢校及び岩手県立宮古高等技術専門校が委託元**となり実施するため、訓練期間及び訓練終了後の訓練生に対する支援は、各校の障がい者訓練担当者、障がい者職業訓練コーディネーター及び障がい者職業訓練コーチと連携のうえ実施すること。

8 訓練の委託について

(1) 受託者に関する要件等

ア 次に掲げる要件を満たすこと。

(ア) 障がい者の態様に配慮した指導ができる専門知識、能力、経験を有する講師が確保されていること。

(イ) 訓練を適切に運営できる組織体制、職員数を有し、障がい者の態様に応じた訓練の実施に必要な設備等を有すること。

(ウ) 2 年続けて訓練終了後の就職率が 30% を下回った場合は、**前年度と同内容での提案**

は認めない取扱いとし、受託希望機関は、より効果的な訓練が実施されるよう、訓練内容の見直しを行った上で事業提案を行うものとする。また、訓練終了後の就職率が30%を下回った場合で、かつ翌年度の訓練実施を希望する場合は、受託機関に対して訓練内容に係る改善指導又は助言を行うことがあること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。

オ 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

カ 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

キ 企画提案書等申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

ク 企画提案書等申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。

(2) 委託先の選定

複数の委員で構成する選考委員会を設置し、受託希望者からの提案内容に基づき、「実施体制・訓練環境」、「訓練内容等」等について総合的に判断し、求職者の就職に資する訓練と認められる提案書の提出機関を契約候補者とし、予算の範囲内で委託する（委託にあたっては、必要に応じて提案内容を変更する場合がある）。

なお、業務の実施が決まり、正式に契約を交わす時点で契約候補者が企画書どおりに実施できない場合（講師、場所が確保できない、見積もりどおりの金額で履行できない等）は、次点者を繰り上げることができる。

また、審査に当たっては、訓練カリキュラムの特徴や独自の工夫及び改善の状況など、提案内容について提出機関から直接説明を聞くことがある。

(3) 選考委員会の開催（予定）

選考委員会を開催する日時及び場所等詳細については、応募者あて別途通知する。

ア 開催日 令和8年6月1日（月）

イ 開催場所 盛岡地区合同庁舎8階 講堂B

審査項目（合計 100 点）※ 審査結果が 5 割に満たない場合は、契約交渉の相手方の対象外とする。

| | |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------|
| 1 実施体制・訓練環境 (30 点) | (1) 訓練実施施設において、提案内容を確実に履行可能な組織体制が出来ているか。(10 点) |
| | (2) 受講する障がい者の態様に応じた施設・設備上の配慮がなされているか。(10 点) |
| | (3) 障がい者の態様に配慮した指導ができる専門知識、能力、経験を有する講師が確保されているか。(10 点) |
| 2 訓練内容等 (40 点) | (1) カリキュラムの内容は、知識や技能の習得とともに訓練修了後の就職を促進するための工夫がなされているか。(10 点) |
| | (2) 訓練の目的が明確であるとともに受講生の態様に配慮した訓練内容となっているか。(10 点) |
| | (3) 訓練コースは地域の障がい者雇用ニーズを勘案し、雇用促進が図られるものとなっているか。(10 点) |
| | (4) 定員の設定は、地域における障がい者の求職状況から判断して妥当か。(10 点) |
| 3 就職支援体制 (20 点) | (1) 訓練期間中及び訓練修了後における就職支援内容が具体的に記載されているか。(10 点) |
| | (2) 就職率（目標値）の達成が期待できる就職支援内容となっているか。(10 点) |
| 4 その他 (10 点) | 本業務に類する業務の実績は良好か。(10 点) |

(4) 選考結果は 6 月中旬～下旬を目途に、提案書提出機関等あて通知すること。

11 訓練コースの開設例

| 職 種 | 訓 練 コ ー ス |
|-------------------|----------------------------------|
| ○ A 関 連 | ○A基礎科、○A事務・販売科、○Aシステム科、○A経理科等 |
| パ ソ コ ン 関 連 | パソコン事務科、パソコンビジネス科等 |
| 製 造 加 工 関 連 | 部品組立作業科、縫製科、段ボール加工科等 |
| 介 護 サ ー ビ ス 関 連 | 訪問介護員養成科、介護実務者養成科、ピア・ヘルパー養成科等 |
| 食 品 製 造 ・ 販 売 関 連 | 食品加工科、喫茶・販売科、パン・菓子製造科等 |
| 清 掃 関 連 | ハウスクリーニング講習科、ビルクリーニング科等 |
| そ の 他 | ダイレクトメール科（封入、結束作業技能の習得）、保育サポート科等 |

(別添1) 障がい者向け訓練支援機器賃借借費について

1 障がい者向け訓練支援機器賃借借費の支給額

障がい者向け訓練支援機器賃借借費の単価は、1 訓練当たり 5 万円を上限とする。

ただし、年度内に複数回の訓練を実施する場合、同一委託先機関につき、年度内の上限は 5 万円までとする。

2 対象となる訓練支援機器等

対象となる訓練支援機器等は、障がいを補うための職業訓練支援機器及びソフトウェアとする。なお、委託先機関が受講者に無償で貸与又は利用させるものに限ること。

ただし、次に掲げるものは、支給対象としない。

- (1) 自社製品を賃借する障がい者向け訓練支援機器等の費用
- (2) 事業主等を代表する者及びその役員が代表者となる法人から賃借する障がい者向け訓練支援機器等の費用
- (3) 障害者雇用促進法第 44 条第 1 項に規定する子会社（以下「特例子会社」という。）が同項に規定する親会社、又は、同法第 45 条第 1 項に規定する関係会社から賃借する障がい者向け訓練支援機器等の費用
- (4) 特例子会社とその親会社又はその関係会社から賃借する障がい者向け訓練支援機器等の費用
- (5) 特例子会社の親会社とその特例子会社又はその関係会社から賃借する障がい者向け訓練支援機器等の費用
- (6) 特例子会社の関係会社とその親会社又は親会社の特例子会社から賃借する障がい者向け訓練支援機器等の費用

3 障がい者向け訓練支援機器賃借借費の対象となった機器等の制限

障がい者向け訓練支援機器賃借借費の対象となった機器等については、本事業以外の事業のために使用しないこと。

ただし、1 に規定する上限額を超える障がい者向け訓練支援機器等を賃借借契約等することにより、訓練期間以外の部分を委託先機関が負担している場合は、委託先機関が負担する部分に相当する期間を除き、本事業以外の事業のために使用しないこと。

なお、上記の委託先機関が負担する部分に相当する期間とは、障がい者向け訓練支援機器等の賃借借契約等に係る実費から 1 で規定する上限額を減じた上で、障がい者向け訓練支援機器等の賃借借契約等に係る実費で除して割合を算出し、契約期間を乗じて算出された期間とする。

(別添2) 就職支援経費について

1 就職支援経費の支給額

就職支援経費の単価は、就職者1人当たり2万円を支給する。

2 対象となる就職者

(1) 当該就職支援経費の対象となる就職者（以下「対象就職者」という。）は、以下のいずれにも該当する者とする。

ア 訓練修了日又は就職のための中退の日の翌日から起算して3か月以内（以下「対象期間内」という。）に雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く）として内定を受けた者若しくは雇用された者又は雇用保険適用事業主となった者であること

イ 労働者派遣事業（有期雇用派遣）により派遣される場合は、対象期間内に派遣先に就業（就業予定は除く）した者であること

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）における障害福祉サービス（就労継続支援事業A型等）により雇用される者ではないこと

(2) 対象就職者の取扱い

ア 対象期間内に、1週間の所定労働時間が20時間未満であるなど対象就職者に該当しない労働条件で就職したものの、同期間内に労働条件の変更が行われることとなり雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く）として内定を受けるなどした場合には、対象就職者に該当すること。

イ (1)アの「内定」とは、別紙様式2に規定する就職状況報告により就職予定日が確認できる場合に限ること。

3 対象就職者の確認

委託先機関は、能力開発校の長に対し、受講者の就職状況を訓練修了日又は中退日の翌日から起算して100日以内に報告を行うこと（就職のための中退に係る報告については、修了生の報告期日である訓練修了日の翌日から起算して100日以内の報告と併せて報告することでも差し支えない。）この報告に当たっては、各受講者に係る就職状況報告（別紙様式3）及び一覧表（別紙様式4-1）を添付して行うものとする。なお、委託先機関は、就職状況が追跡困難又は未回答（以下「追跡困難等」という。）となっている訓練修了者について、就職支援経費の対象となる就職の有無を公共職業安定所の保有する情報により確認を希望する場合、就職状況報告書の回収率が80%以上（受講生が5人未満の場合は50%以上）の場合（受講生が1人のみの場合を除く）であり、かつ委託元と委託先機関との間で事前に就職支援業務の内容を委託契約書に明記した上で、当該訓練修了者が公共職業安定所から訓練にあっせんされている場合に限り、能力開発校の長を通じて当該訓練修了者の職業訓練の受講あっせんを行った公共職業安定所に照会することができる。

委託先機関が照会を希望する場合における就職状況確認の手順等は、以下のとおりとする。

- (1) 委託先機関は、照会を希望する場合、訓練修了日の翌日から起算して100日以内に、就職状況の暫定的な把握結果を能力開発校の長に報告し、この際、確認を希望する訓練修了者が追跡困難等となった経緯に係る報告書を併せて提出すること。この報告に当たっては、一覧表（別紙様式4-2）を添付して行うものとする。委託先機関は能力開発校の長からの回答を踏まえ、訓練修了日の翌日から起算して130日以内に、最終的な就職状況の把握結果を再報告すること。

- (2) 就職状況報告書の回収率は以下のとおり算出すること。

＜就職状況報告書の回収率＞

$$\frac{\text{（修了者のうち就職状況報告書が提出された者の数} + \text{中退就職者数）}}{\text{（修了者数} + \text{中退就職者数）}} \times 100$$